

任意合併協議会が開催されました

3月26日に佐久市役所で第7回任意合併協議会が開催されました。

前回と同様、任意合併協議会で協議される68項目と、承認される292項目の合計360項目の調整案が協議され、原案どおり承認されました。

なお、承認された主なものは次のとおりです。「協議会だより」にも掲載されていますので、併せてご覧ください。

市町村合併を
考えよう！

№ 18

第7回任意合併協議会承認項目（抜粋）

調 整 前		調整案	調整案の詳細
事業名称	問題点		
個人情報保護制度	4市町村間とも同様に実施しており、問題ありません。 【臼田町の現況】 （概要） 町の機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定め、個人の権利利益を保護することにより、基本的人権の擁護及び公正で開かれた町政の確立を図ります。 （請求等の種類） ・自己情報の開示請求 ・自己情報の訂正請求 ・自己情報の中止の申し出 （請求対象者） 原則として本人のみ （開示の方法） 閲覧及び写しの交付 （費用） 公文書の写しの交付に要する費用は実費 （開示決定に対し不服申し立てのあった場合） 臼田町公文書公開審査会に諮問する。	合併時、新市において策定し、継続して推進します。	個人の権利利益を保護するための制度であり、各市町村ともに条例・規則で共通事項として定められているため、佐久市の例により、制度を推進します。 具体的な事務処理方法は、佐久市の例によります。
財産区	佐久市・臼田町の財産区は、議会により運営されていますが、御代田町の財産区は、管理会に運営されており違いがあります。 【臼田町の現況】 財産区の事務処理、議会対応、山林管理 1. 財産区の名称 ・田口村財産区 ・田口区財産区 ・田ノ口区財産区 ・青沼財産区 ・切原財産区 2. 財産区議会議員の定数（現員数同数） ・田口村財産区 14名 ・田口区財産区 9名 ・田ノ口区財産区 5名 ・青沼財産区 5名 ・切原財産区 7名 3. 財産区議会定例会の回数 全議会 年2回（11月、2月予定） 4. 事務局 全財産区 役場農林課林務係	合併時、御代田町財産区に議会を設置し、すべての財産区は新市に引き継ぎます。	・議会設置の財産区は9財産区となります。 ・地域の財産ではありますが、財産の適正管理から財産管理担当課の所管とします。
消火栓設置・修繕・移転	佐久市・臼田町・御代田町は計画設置していますが、浅科村は消防委員会で審議・設置しています。	合併時、佐久市・臼田町・御代田町の例によります。	消防法の消防水利の基準に基づき計画設置をします。修繕・移転事務は4市町村とも佐久水道へ依頼しているので問題はありません。なお、御代田町の簡易水道への修繕・移転依頼事務は継続します。

調 整 前		調整案	調整案の詳細
事業名称	問題点		
ごみステーション	4市町村とも設置していますが、設置基準・維持管理方法に違いがあります。	合併時、現行のものを活用します。なお、新設時の手続き及び維持管理方法は、佐久市の例を基本に統一します。	・新市において設置基準の統一を図ります。 ・管理は地元区が行うものとし、管理費用は家庭用ごみ指定袋の販売により財源を確保します。 ・臼田町・浅科村の補助金方式は廃止します。
	【臼田町の現況】 ◎ごみステーション ごみステーション設置及び管理については、地元区で対応しています。ごみステーションを新設、移動、廃止する場合は区長の申し入れにより承認を受けます。 ◎ごみステーション数 200カ所 ◎ごみステーション新設の流れ 1. 区長による申し入れ 2. 現場の確認及び承認 3. 区民への周知 4. 収集運搬委託業者への通知 5. 新設ごみステーションの収集開始 ※ステーションの建設若しくは改修の費用が1万円以上のものには補助金があります。 上限10万円 1/2補助 ※新設するごみステーションについては、周辺ステーション、住宅造成などの検討をしながら承認します。		
痴呆性高齢者 介護者支援事業	佐久市・臼田町・御代田町で実施していますが、実施方法に違いがあります。	合併時、佐久市・臼田町の例によります。	【概要】 痴呆性高齢者を介護している介護者の心身の負担を軽減し、相互の交流を図ることを目的に講演会や介護相談等実施し、介護者の支援を図ります。 【対象者】 痴呆性高齢者を介護している介護者 【内容】 講演会、介護相談、相互の情報交換、交流会等
	【臼田町の現況】 痴呆性高齢者を介護している介護者の心身の負担を軽減し、相互の交流を図ることを目的に実施します。 1. 対象者 痴呆性高齢者を介護している介護者 2. 実施方法 ・年6回 ・場所 あいとびあ臼田 ・対象把握 広報、保健師の訪問、認定調査員・在宅介護支援センターからの紹介や介護支援専門員からの紹介 3. 内容 ・講演会 ・介護相談 ・相互の情報交換 ・レク等		
高齢者弔慰金	佐久市が単独で実施しています。	合併時、佐久市の例によります。	90歳以上の高齢者の死亡に際し、長い歳月にわたりその知識や経験などにより、市発展に貢献されたご苦労に対し敬意を表するため、霊前に香典及び花輪を供えます。 弔慰金は千円とし、他に花輪を供えます。
体育協会	4市町村が実施しています。	合併時、体育協会の組織の統一をします。	佐久市の体育協会の事業、組織をベースにして新市の体育協会を組織します。

5月30日(金) 午後4時から佐久市役所大会議室(8階)

調 整 前		調整案	調整案の詳細
事業名称	問題点		
男女共同参画プラン	佐久市・臼田町・浅科村が策定していますが、計画内容に違いがあります。	合併後、1年以内に各市町村現行の内容を尊重し、新計画を策定します。	基本目標・重点目標・プランの期間を調整する必要があります。
	【臼田町の現況】 ◎基本目標 女と男共に生きる豊かな社会をめざして ◎重点目標 1. 男女平等をめざす意識づくり 2. 社会参画の環境づくり 3. 多様な生き方を可能にする条件整備 4. 健康づくりと母性保護 5. 福祉の向上と生活の安定 ◎プランの期間 平成11年度～平成15年度（5カ年） ◎プランの名称 女と男共に生きる豊かな社会をめざして うすだ女性プラン		
佐久ブランド米販路拡大事業補助金	佐久市のみの補助金です。	合併時、佐久市の例によります。	・今後の米政策は、ますます産地間競争が激しくなることが予測され、生産振興と合せてブランド化・PR等の事業を推進していく必要がある。 ・果樹、野菜、花卉等、他の栽培作物との調合性や補助金内容の検討を行い、合併後1年以内に再構築を図ります。 ・現在は、農協のみが事業主体になっていますが、他の団体も補助の対象とします。

合併問題出前講座

町では、先に市町村合併地区別懇談会を行いました。更に合併に関する知りたい点、不明な点等を住民の皆さんに一人でも多く知っていただくため、「合併問題出前講座」を行います。開催にあたっては昼夜を問いません。

希望する団体・グループ等は、役場企画調整課までご連絡ください。

連絡先 電話 82 - 3111

(内線 257、277)

